

**(仮称) 茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例への  
意見に対する県民コメントの実施結果**

**1 実施期間**

平成27年10月16日（金）から平成27年11月15日（日）

**2 御意見の件数等**

御意見を寄せていただいた方 5人

御意見の件数 5件（郵送，FAX，電子メールによる提出）

**3 御意見の内容と考え方**

御意見の概要	考え方
<p>○ 条文にたばこ・喫煙が健康に及ぼす影響と記載されているが、たばこは違法な商品ではなく喫煙することの権利も認められている。また、喫煙が健康に及ぼす影響については、明確に立証されておらず、様々な要因によって引き起こされる病気については、その原因を特定できていないと思われる。</p>	<p>○ たばこは、肺がんなどの危険因子であることは、広く知られているところでございます。なお、喫煙とがんの発症及びがんによる死亡との関係については、国（厚生労働省）においても、「その因果関係を示す数多くの報告がある」との見解が示されております。また、がんは、たばこに限らず、さまざまな原因により引き起こされているものでありますので、喫煙を含め生活習慣が健康に及ぼす影響等について正しい知識の普及及び啓発に努めてまいります。</p>
<p>○ 過度の禁煙規制は製品たばこの売上や葉たばこで農業経営を行っている耕作農家の衰退に直結すると考える。禁煙にとどめることなく、分煙政策にもご配慮いただきたい。</p>	<p>○ 受動喫煙防止対策の基本的な方向性については、国（厚生労働省）から通知が示されており、これによれば、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。ただし、全面禁煙が極めて困難である場合には、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求める」とされておりますので、本県もこの基本的な方向性に基づいた受動喫煙防止対策を進めてまいります。</p>
<p>○ 受動喫煙防止対策は、禁煙だけでなく、エリア分煙，時間分煙，店頭表示など様々な方法があり、施設の管理者がその施設に合った対策を考え実施すべきであると考えます。今後、本条例に基づく取り組みが、各施設管理者に対し、禁煙のみを強く求めることにならないようお願いしたい。</p>	

御意見の概要	考え方
<p>○ 条例の中に、県の医療安全相談センターに、当該病院に対し同様の苦情の相談が寄せられたり、患者側から何度も当該病院に対し改善要求をしても改善されない場合は、県の医療安全相談センターから改善要求ができる権限を与えていただきたい。</p>	<p>○ 県では、医療法に基づき、「茨城県医療安全支援センター」を設置し、患者、家族からの医療に関する苦情や相談等に対応しており、必要に応じて、医療機関や患者等に助言を行っております。医療法に係る同センターの基本方針は、他の相談窓口と連携しながら、中立的な立場で、患者、家族と医療機関の信頼関係の構築を支援することでありますので、今後も、当該方針に従って相談業務を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>○ 条例案は中身が充実しており、他県の条例に比べて、格段に素晴らしい内容になっていると感じる。特にがん教育やがん検診に言及していることは、医師の少ない本県にとって重要なことだと思う。条例が制定されて、がん教育やがん検診が進むことを大いに期待している。</p>	<p>○ 条例制定後も引き続き、がん教育やがん検診の推進をはじめ、がん対策に取り組んでまいりたい。</p>